

# 防災・危機管理教育のあり方に関する調査懇談会

## 報 告 書

平成15年3月

総務省消防庁



# 目 次

## 序 章 調査検討の目的等

|           |   |
|-----------|---|
| 1 調査検討の目的 | 1 |
| 2 調査検討内容  | 1 |
| 3 調査検討体制  | 2 |
| 4 調査検討経緯  | 3 |

## 第1章 防災・危機管理教育の現状と課題

|                        |    |
|------------------------|----|
| 1 防災・危機管理教育充実に向けた動きの背景 | 4  |
| (1) 我が国における災害・危機       | 4  |
| (2) 防災・危機管理教育充実の必要性    | 5  |
| 2 防災・危機管理教育の現状と課題      | 9  |
| (1) 防災・危機管理教育の現状       | 9  |
| (2) 防災・危機管理教育の課題       | 26 |

## 第2章 防災・危機管理教育のあり方

|                                    |    |
|------------------------------------|----|
| 1 防災・危機管理教育の内容                     | 30 |
| (1) 防災・危機管理教育標準カリキュラム              | 30 |
| (2) 防災・危機管理教育における実践的な訓練手法          | 54 |
| (3) 防災・危機管理教育プログラム例                | 57 |
| 2 関係機関が防災・危機管理教育に関して果たすべき役割        | 61 |
| (1) 消防大学校                          | 61 |
| (2) 消防学校                           | 62 |
| (3) 地方公共団体                         | 62 |
| (4) 地方公共団体職員等を対象とする「防災・危機管理教育実施機関」 | 63 |
| (5) 大学                             | 63 |
| (6) 企業                             | 63 |
| (7) NPO(民間非営利団体)等                  | 63 |

## 第3章 防災・危機管理教育へのe-ラーニングの活用

|                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| 1 e-ラーニングの現状と課題                   | 65 |
| (1) e-ラーニングとは                     | 65 |
| (2) e-ラーニングの事例                    | 66 |
| (3) e-ラーニング教材の一般的パターン             | 69 |
| (4) e-ラーニングの活用                    | 70 |
| 2 防災・危機管理教育におけるe-ラーニングの活用         | 71 |
| 3 e-ラーニングコンテンツ制作にあたっての方向性         | 72 |
| 4 防災・危機管理教育のe-ラーニングへの受講の促進        | 73 |
| 5 防災・危機管理教育におけるe-ラーニングのあり方        | 74 |
| (1) 全体体系                          | 74 |
| (2) 地域の防災リーダー、災害ボランティア、企業、住民向けコース | 77 |
| (3) 防災担当職員・消防職団員向けコース             | 81 |
| (4) e-ラーニング実施の仕組み                 | 82 |

## はじめに

6千人以上の命が失われた阪神・淡路大震災から8年が経った。この震災がなければ今私達とともに生きているだろう多くの方の命がなぜ失われてしまったのか、ということ、この8年、国、地方公共団体、防災や災害対応に関与する多くの機関は問い、制度面、体制面、施設・設備面で様々な対策を講じてきた。

これらの対策は、東海地震の切迫性がますます高まり、東南海・南海地震、南関東地域直下の地震の発生が懸念されている状況のもとで、従来に比べ充実強化が図られてきている。しかし、いろいろな対策を講じて、最後に問われるのは制度や施設・設備を活かす「人材」である。すなわち、地域住民の生命、身体及び財産の保護を預かる地方公共団体において、首長がリーダーシップを発揮し危機に対処していく能力を強化し、職員が迅速・適切な判断・行動を行うための力を高め、住民一人ひとりが、自分や家族を守り隣人等とともに地域の安全を守るのは自分自身であることを認識し、これに必要な知識・技術を身につけておくことが重要なのである。

しかし、深刻な切迫感の一部の方を除いてあまり伝わってこないのが現実である。災害の多い我が国においては、災害等の危機に関する知識やこれに対処するための技術といったものは、本来、子供の頃から身につけておくべき基礎的知識・能力であると考えられる。にもかかわらず、大震災が迫っていることを他人事のように感じてしまう状況がなぜ生じているのか。この原因の1つとして、災害等の危機を自分のものとして捉え、どのように対処すべきかを自ら考えるような機会が十分でない、すなわち、体系的・実践的な防災・危機管理教育が十分実施されているとはいえないこともあると思われる。

そこで、本懇談会では、防災・危機管理教育の現状を踏まえながら、これをより有効なものとするための方策について検討を行った。検討にあたっては、防災・危機管理教育の内容、より実践的な教育訓練方法、教育機会・内容を充実するための関係機関の役割・連携に関する事項のみならず、できるだけ多くの方々に教育機会を提供する方法としてe-ラーニング等を活用することについても議論した。

本報告書が、防災・危機管理教育の充実・強化の一助となり、もって、来るべき大震災等の被害軽減に資することができれば幸いである。

平成15年3月

防災・危機管理教育のあり方に関する調査懇談会  
会長 樋口 公啓

## 序 章 調査検討の目的等

### 1 調査検討の目的

現在、東海・東南海地震等の大規模地震のおそれや米国同時多発テロの発生等を踏まえ、我が国の防災・危機管理体制を抜本的に改革していくことが急務とされており、地域住民の生命・身体・財産の保護を預かる地方公共団体の消防防災担当職員の実践的な対応力はもとより、首長のリスク・マネジメント力が問われている。また、地域そのものの防災力強化の観点からは、自主防災組織等の地域の防災リーダーや地域住民個々の防災力についても順次レベルアップを図ることが必要と思われる。

このためには、従前から行われている消防大学校・消防学校等における研修（集合教育）を地方公共団体のトップ及び消防防災担当職員を対象に、より実践的かつ体系的なものとしていくとともに、ライフスタイルの変化及びIT革命の進展に対応し家庭や地域で学習できる遠隔教育の環境を整備することが喫緊の課題となる。

そこで、地方公共団体の首長等幹部職員や消防防災担当職員、消防職団員を対象にした実践的な教育のあり方や地域の防災リーダー・住民を対象にした防災教育のあり方など、防災・危機管理に関する総合的な教育のあり方、その手法等について、e-ラーニングの活用も視野に含め調査検討を行うため、「防災・危機管理教育のあり方に関する調査懇談会」（以下「懇談会」という。）を開催した。

### 2 調査検討内容

防災・危機管理教育について、次の項目等について調査し、今後のあり方について検討することとした。

- (1) 防災・危機管理に関わる者に求められる意識・能力
- (2) 防災・危機管理能力の向上に必要な教育・訓練内容
  - ・地方公共団体の首長等幹部職員の危機管理能力の向上について
  - ・消防防災担当職員、消防職団員の実践的対応力の向上について
  - ・防災リーダー、一般住民の防災力の向上について
- (3) 関係機関が防災・危機管理教育に関して各々果たすべき役割
- (4) e-ラーニング等遠隔教育の実施

### 3 調査検討体制

防災・危機管理教育のあり方に関する調査検討体制は次のとおり。

#### 「防災・危機管理教育のあり方に関する調査懇談会」

|        |       |                       |
|--------|-------|-----------------------|
| (会 長)  | 樋口 公啓 | 東京海上火災保険会長・日本経団連副会長   |
| (会長代理) | 伊藤 滋  | (財)都市防災研究所理事長         |
| (委 員)  | 秋本 敏文 | 市町村職員中央研修所学長          |
|        | 内山 祐周 | 神戸市危機管理監              |
|        | 小川 和久 | 軍事アナリスト               |
|        | 吉川 肇子 | 慶應義塾大学商学部助教授          |
|        | 沢田 秀男 | 横須賀市長                 |
|        | 白石 真澄 | 東洋大学経済学部社会経済システム学科助教授 |
|        | 鈴木 幸一 | (株)IJ社長               |
|        | 鈴木 雅近 | 静岡県副知事                |
|        | 竹内 久子 | 千葉県婦人防火クラブ連絡協議会会長     |
|        | 成瀬 宣孝 | (財)日本消防設備安全センター理事長    |
|        | 白谷 祐二 | 東京消防庁次長               |
|        | 廣井 脩  | 東京大学社会情報研究所教授         |
|        | 目黒 公郎 | 東京大学生産技術研究所助教授        |
|        | 吉井 博明 | 東京経済大学コミュニケーション学部教授   |

(事務局) 消防庁、消防大学校、(株)三菱総合研究所

#### 「e-ラーニング等遠隔教育の推進に係る専門部会」

|         |       |                          |
|---------|-------|--------------------------|
| (部 会 長) | 伊藤 滋  | (財)都市防災研究所理事長            |
| (部会長代理) | 吉井 博明 | 東京経済大学コミュニケーション学部教授      |
| (委 員)   | 今井 康容 | 消防大学校長                   |
|         | 内山 祐周 | 神戸市危機管理監                 |
|         | 吉川 肇子 | 慶應義塾大学商学部助教授             |
|         | 小林 弘明 | (財)日本消防設備安全センター常務理事      |
|         | 佐伯 眞作 | 高松市消防局長                  |
|         | 白谷 祐二 | 東京消防庁次長                  |
|         | 廣井 脩  | 東京大学社会情報研究所教授            |
|         | 三好 勝則 | 消防庁消防課長                  |
|         | 務台 俊介 | 消防庁防災課長                  |
|         | 目黒 公郎 | 東京大学生産技術研究所助教授           |
|         | 大庭 誠司 | 消防庁防災課広域応援対策官(第1回専門部会まで) |
|         | 山口 英樹 | 消防庁防災課広域応援対策官(第2回合同会議より) |
|         | 吉村 正樹 | 高崎市等広域消防局長               |

(事務局) 消防庁、消防大学校、(株)三菱総合研究所

#### 4 調査検討経緯

防災・危機管理教育のあり方に関する調査検討においては、次のような経緯で検討を実施した。

##### 防災・危機管理教育のあり方に関する調査検討経緯

| 日時                | 会議名  |
|-------------------|--|
| 平成 14 年 8 月 5 日   | <p><u>第 1 回 防災・危機管理教育のあり方に関する調査懇談会</u><br/>(議題)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災・危機管理教育に関する論点               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 防災・危機管理に関わる者に求められる意識・能力</li> <li>(2) 防災・危機管理能力の向上に必要な教育・訓練内容</li> <li>(3) 関係機関が防災・危機管理教育に関して各々果たすべき役割分担</li> <li>(4) e - ラーニング等遠隔教育の実施</li> </ol> </li> <li>2 e - ラーニング等遠隔教育の推進に係る専門部会の設置について</li> </ol> |
| 平成 14 年 8 月 30 日  | <p><u>第 1 回 e-ラーニング等遠隔教育の推進に係る専門部会</u><br/>(議題)</p> <p>防災・危機管理教育に関する e - ラーニング実施に際しての課題について</p>  |
| 平成 14 年 11 月 25 日 | <p><u>「第 2 回 防災・危機管理教育のあり方に関する調査懇談会」</u><br/><u>「第 2 回 e-ラーニング等遠隔教育の推進に係る専門部会」</u><br/><u>合同部会</u><br/>(議題)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災・危機管理教育の標準カリキュラム</li> <li>2 関係機関が防災・危機管理教育に関して果たすべき役割</li> <li>3 e - ラーニングコンテンツ作成に当たっての考え方及び学習の動機付けについて</li> </ol>  |
| 平成 15 年 2 月 13 日  | <p><u>第 3 回 e-ラーニング等遠隔教育の推進に係る専門部会</u><br/>(議題)</p> <p>防災・危機管理教育への e ラーニングの活用について</p>  |
| 平成 15 年 3 月 7 日   | <p><u>第 3 回 防災・危機管理教育のあり方に関する調査懇談会</u><br/>(議題)</p> <p>防災・危機管理教育のあり方に関する調査懇談会報告書について</p>   |

# 第1章 防災・危機管理教育の現状と課題

## 1 防災・危機管理教育充実に向けた動きの背景

### (1) 我が国における災害・危機

我が国は、地震、台風、豪雨、火山噴火などの災害が発生しやすい気候、地形を有しており、たびたび大規模な災害に見舞われてきた。近年では、平成7年の阪神・淡路大震災をはじめとして、平成12年の有珠山や三宅島の噴火災害、鳥取県西部地震、東海豪雨災害等様々な災害が発生している。

また、現在、東海地震についてはいつ発生してもおかしくない状況にあり、東南海・南海地震については今世紀前半での発生が懸念されている。社会が高度化するに伴い災害脆弱性が高くなっていることを考えあわせると、来るべき東海、東南海・南海地震により極めて大きな被害が引き起こされることが予想される。同様に南関東地域は、人口、諸機能の集積が著しい地域であり、南関東地域直下の地震が発生した場合には、被害が甚大かつ広範なものとなるおそれもある。

さらに、平成13年の米国同時テロの発生を踏まえ、地震等の自然災害のみならずテロ等の様々な危機においても被害を極力小さくするためには、国全体として防災・危機管理対応力を向上させることが喫緊の課題とされているところである。

図1-1 東海地震と東南海・南海地震の発生危険性  
(出典：中央防災会議資料に加筆)

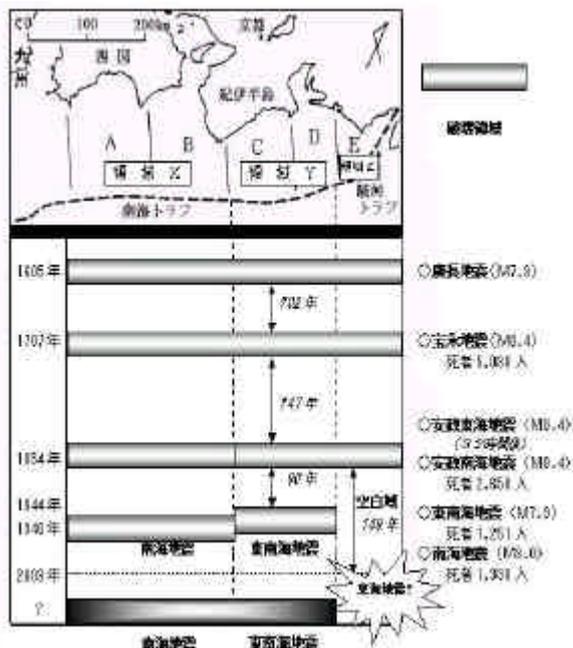
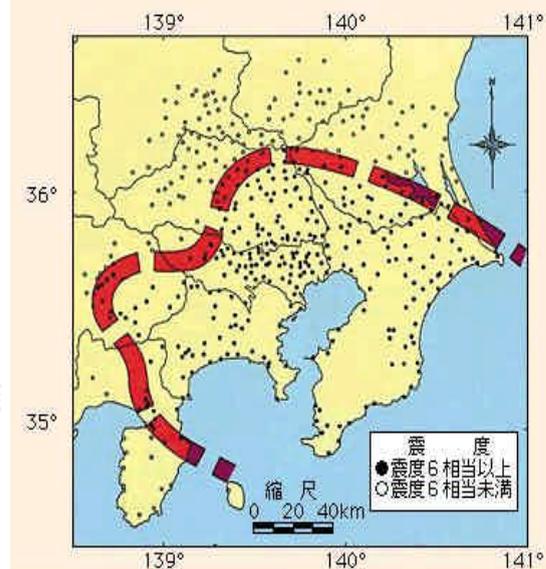


図1-2 南関東地域直下の地震の発生により震度6相当以上になると推定される地域の範囲  
(出典：平成14年度版消防白書)



注1 〇は市町村役場の所在地  
注2 1つの直下の地震発生により上のラインの内側の地域の全域が震度6相当以上になるものではない。

## (2) 防災・危機管理教育充実の必要性

我が国では、従前より、災害に見舞われる度に被災地を復旧し、類似の災害に対応すべく防災対策を進めていたが、平成7年の阪神・淡路大震災により、6千を超える人命が失われ、都市基盤が壊滅した状況を目の当たりにし、地域の防災力をはるかに超える大規模災害への防災対策のあり方が問われることとなった。

阪神・淡路大震災以後、大規模災害等の危機により効果的に対応するため、国、地方公共団体をはじめとする防災関係機関においては、初動体制の充実を中心とした危機管理体制の整備、人命救助及び消火活動を迅速・効果的に実施するための「緊急消防援助隊」の創設、実践的な防災計画及び防災マニュアルの策定、情報通信基盤、消防水利、ライフライン、交通網、避難場所等の防災基盤の整備等が進められている。

また、現在大規模・特殊災害における応援体制の強化のため、緊急消防援助隊の出動に関する消防庁長官の指示権や国庫負担制度の創設を行う消防組織法の改正も進められている。

### ア 地方公共団体の職員

このような防災のしくみを十分に機能させ、被害を最大限減ずるためには、防災関係機関の職員が、自らの役割を十分に認識し、的確にその責務を果たす能力を強化する必要がある。特に、地域住民の生命・身体・財産の保護を預かる地方公共団体の首長等幹部職員は、平時よりリーダーシップを発揮して防災・危機管理体制の強化を進めるとともに、災害発生時には地域の先頭に立って迅速な判断、対応を行う責務がある。また、防災担当職員や消防職団員についても災害時の活動環境が平常時と異なることを理解し、そのような状況においても迅速かつ的確に活動できる実践的な対応力の強化が求められる。しかし、必要な能力を実際の災害に直面することなく修得することは容易ではなく、オン・ザ・ジョブ的手法によることだけでは難しい。しかも、多くの防災担当職員が2～3年のローテーションで替わっているというのが現実である。

したがって、防災・危機管理教育の充実、強化により、首長等幹部職員の危機管理対応力や防災担当職員・消防職団員の実践的対応力の強化を図っていくことが不可欠と考えられる。

### イ 住民

地域住民に関しては、大規模災害となればなるほど防災関係機関の対応能力にも限界があり、地域住民自らが自分や家族、そして地域の安全を守るべきことを認識し、そのために必要な能力を身につけておく必要がある。例えば、阪神・淡路大震災において倒壊建物等から救出された住民の98%は、自身で這い出したり家族や近所の住民に救助されたものであり、専門の救助隊員によるものは2%にも満たないという調査結果が報告されている（(社)日本火災学会「兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書」図1-3）。また、応急手当の救命効果に関して、救急隊の到着前に家族などにより応急手当が実施された場合の生存者数の割合が、実施されなかった場合より高いことも報告されている（図1-4）。

地域住民がこのような災害現場の実態を認識するとともに家族などによる迅速な応急手当の重要性について十分に理解し、必要な災害対応能力を修得するためには、地域住民に対する防災・危機管理教育についても充実する必要がある。

図 1 - 3 生き埋めや閉じこめられた際の救助

((社)日本火災学会:『兵庫県神戸地震における火災に関する調査報告書』による)

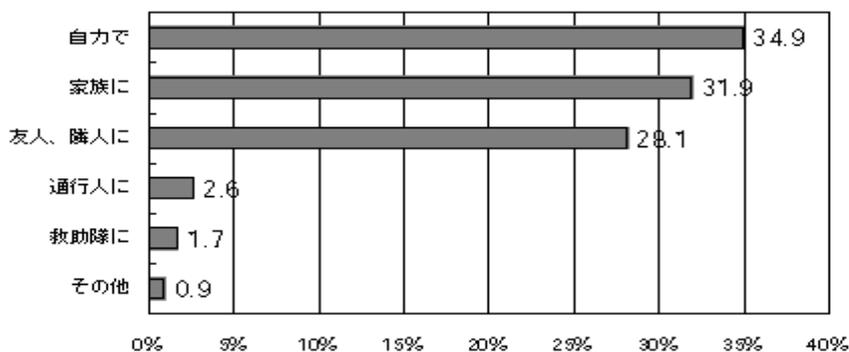
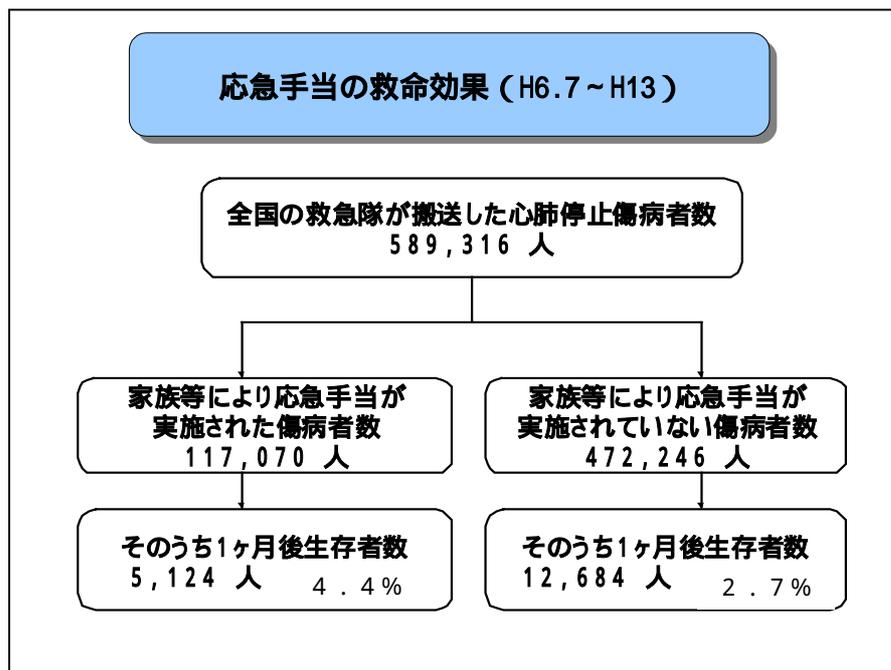


図 1 - 4 応急手当の救命効果 (H6.7~H13)(消防庁調査)



防災・危機管理に関する人材育成の重要性については、平成14年3月にまとめられた「地方公共団体の防災体制のあり方に関する調査検討委員会報告書」においても総合的な危機管理に関する研修制度の構築として提起されている。

また、平成14年7月に中央防災会議防災基本計画専門調査会「防災体制の強化に関する提言」の中では、大きな課題の一つとして「防災・危機管理に関する人材の育成」の必要性が指摘されている。

「地方公共団体の防災体制のあり方に関する調査検討委員会報告書」

(消防庁、平成14年3月)(抜粋)

3 人材育成について

(1) 危機管理に関する研修の充実

危機管理の業務を遂行するためには、高度な判断能力と豊富な危機管理に関する知識の蓄積が求められる。しかしながら、現在、地方公共団体において、危機管理に関する充実した研修、職員が組織的、属人的に専門知識を蓄積できるような人事ローテーションの工夫など防災面のエキスパートを体系的に育てる人材育成はほとんど行われていないのが現状である。

したがって、地方公共団体の危機管理に関する人材育成を推進するための取り組みが求められる。

そこで、職員が、高度な判断能力と豊富な危機管理に関する知識の蓄積等を有するためには、着任後一定期間集中的に研修を行う制度の整備、個々の職員の危機管理に関する経験や知識を踏まえた習熟度に応じた研修の実施など研修制度の充実を図る必要がある。

国・地方を通じた総合的な危機管理に関する研修制度の構築

危機管理担当部署に異動した職員に対し、国、都道府県等で行われている研修の先進事例を参考にしつつ、より体系的かつ効率的な研修を行う必要がある。研修を実施する際には、例えば人事異動1ヶ月前に内示し、その段階で専門研修を受講させるといったことも考慮する必要がある。

そして、国や地方公共団体、大学等が持つ様々な研修プログラム、展示・学習施設が連携し、人材育成のための効率的かつ効果的な研修を行うことができる仕組みを構築していくことも必要である。この場合、特に、国の消防大学校においては、現在の講習を更に実践的なものとするなど充実することとし、地方の消防学校等との連携を踏まえ、新たな危機管理の人材育成のための仕組みについて検討していく必要がある。

また、地方公共団体職員向けの危機管理についてのe-ラーニングシステムの提供等についても検討する必要があるとともに、地方公共団体が地元国公立大学や私立大学などと連携をとり講座を開設する等の方策も有効である。

地域の防災力の担い手に対する研修制度の構築

地域の防災力の充実を図っていくためには、消防団、自主防災組織、婦人防火クラブ、災害ボランティア、防災のリーダーとなりうる地域住民等の防災能力を更に高めることも必要である。

そのためには、地方公共団体の職員に対する危機管理の研修制度の構築と併せ、これらのボランティア等に対しても必要な危機管理研修を行い、その能力を最大限発揮できる環境整備を図ることが求められている。そのことが、これら地域密着型の防災組織の活性化にも繋がるものと考えられる。

そこで、地方公共団体職員向けの研修制度を発展・応用し、その研修対象を一般に広げるシステムについても検討していく必要がある。

「防災体制の強化に関する提言」(中央防災会議、平成14年7月)(抜粋)

5 防災・危機管理に関する人材の育成

的確に災害対策を実施するためには、人材に依るところが大きく、行政及び民間双方において、防災・危機管理に関する専門家を育成するとともに、育成した人材を十分に活用していくことが必要である。なお、この事項については、新たに専門家や関係者間で議論する場を設け、以下に示すような総合的な人材育成プログラムの創設等について、早急に施策の具体化を図るべきである。

(1) 防災・危機管理担当職員の人材育成

総合的な人材育成プログラムの創設

国、地方公共団体、大学等その他の研修機関が連携して、防災・危機管理の専門的知識を有する人材を育成するための総合的な研修プログラムを構築すべきである。

専門家の育成

防災・危機管理に関係の深い部局に繰り返し勤務すること等により、豊富な経験や専門的知識を有した防災・危機管理の専門家を育成すべきである。

また、その際には勤務形態や処遇のあり方を含む勤務環境についても十分配慮すべきである。

(2) 防災・危機管理に関する住民等の人材育成

自主防災組織、ボランティア等のリーダーの育成

自主防災組織、災害ボランティア等による防災活動のリーダーとなりうる人材を育成するため、その研修等の一層の充実を図るべきである。

防災・危機管理に関する啓発活動の推進

行政、専門家、ボランティア、企業等が連携して、住民が興味を持ちながら防災・危機管理に関する意識を高められるような啓発活動を実施すべきである。

(3) 防災・危機管理に関する人材の活用

防災・危機管理に関する人材を組織的に十分に活用することが必要であり、また、大規模災害発生時等において、広域応援活動によりそれらの人材を優先的に投入する仕組みを構築すべきである。

(4) 防災教育の推進

初等中等教育における防災教育の推進

関係教科等における指導の充実や総合的な学習の時間の活用などにより、小・中・高等学校等の教育活動全体を通じて、防災に関する総合的な学習活動を充実させることが重要である。

大学等における防災・危機管理学の充実

防災・危機管理に関する対策を推進するために必要となる専門家の育成を目的として、例えば大学等における防災・危機管理学の充実などの取組みを推進するべきである。

## 2 防災・危機管理教育の現状と課題

現在、地方公共団体の首長等幹部職員及び防災担当職員・消防職団員、地域の防災リーダー等に対して、国（消防大学校）、都道府県（消防学校等）、市町村、大学等それぞれが防災・危機管理教育を実施しているが、その現状と課題は以下のとおりである。

### (1) 防災・危機管理教育の現状

#### ア 地方公共団体の首長等幹部職員に対する防災・危機管理教育の現状

地方公共団体の首長等幹部職員を対象とした防災・危機管理教育は、国においては消防大学校で消防長や都道府県消防防災担当部課長を対象に実施されている「トップセミナー」が挙げられる。消防防災実務の指揮を取る立場にある者に対する教育訓練であるため、その内容は、例えば「生物及び化学物質に起因する事故対応策」や「災害時医療における危機管理と消防との連携」といった、消防防災行政における重要課題に焦点を当てたものとなっている。

#### 消防大学校「トップセミナー」

[目的] 消防防災行政の最高責任者である消防長及び地方公共団体の防災責任担当部課長に対して、現下の重要課題の現状と問題点を主眼とした教育訓練を実施することを目的とする。

[対象者] 消防長、都道府県消防主管課長以上

[参加人員] 52名

[期間] 5日間

[科目] 「最近の消防行政・予防行政・防災行政について」「危機管理論」「生物・化学物質に起因する事故対応策」「災害時医療における危機管理と消防との連携」「自治体の災害危機管理」「震災対策」「企業における危機管理の考え方」「惨事ストレス対策」「自由討議」

#### イ 防災担当職員・消防職団員に対する防災・危機管理教育の現状

防災担当職員に対する防災・危機管理教育については、地方公共団体において職員研修の一環として実施されるほか、国（消防大学校）、市町村職員中央研修所（市町村アカデミー）等で実施されている。さらに政府によって実施される図上演習に関係地方公共団体も参加して、対応力の向上に努めている。

また、消防職団員に対しては、国（消防大学校）及び消防学校において、消防に関する知識・技術の修得の一環として防災・危機管理教育が実施されている。

#### (ア) 国

消防大学校においては、消防職員及び都道府県・市町村の防災担当職員を対象とした「危機管理講習会」が実施され、大規模地震発生時に必要とされる災害対策活動及び必要な事前の備えに関する教育訓練が行われている。本講習会においては、全37時間の

うち、3時間が「大規模災害等対応指揮訓練」に当てられており、その他は講義及び課題に関する討議の時間となっている。

消防大学校では、この他に、消防職員及び消防団員を対象に、消防に関する高度の知識及び技術を修得させ、幹部又は指導者としての資質を向上させることを目的として、総合教育（本科、幹部研修科、上級幹部科、消防団長科）及び専科教育（警防、予防、救急、救助、火災調査といった専門的事項に係る教育訓練）等が実施されている。防災・危機管理教育はこれらの教育の一環として行われている。

また、政府においては発災時の実践的な対応能力を向上させるため、平成13年度より毎年図上訓練を実施しており、平成14年度においては、南関東地域直下の地震を想定し関係7都県市も参加して実施した。

#### 消防大学校「危機管理講習会」

[目的] 地震等の大規模災害発生時に必要とされる緊急災害対策活動を有効に展開できるようにするため、地方公共団体の防災担当職員等に対し大規模災害発生直後の対策活動とそれに必要な事前準備（危機管理）について修得すること。

[対象者] 消防職員、都道府県・市町村の防災担当職員

[期間] 9日間

[科目]

講義(25時間) 「災害と気象」「集中豪雨に対する危機管理」「災害時医療における危機管理と消防との連携」「企業における危機管理の考え方」「防災情報通信」「実効性のある防災訓練」「防災まちづくりについて」「市民とボランティアの災害活動」「生物・化学物質に起因する事故等対応策」「阪神・淡路大震災の教訓と今後の消防対応を考える」

討議(9時間) 「危機管理演習」 地震等の大規模災害発生時において起こりうる様々な事象をテーマにグループ討議し、不測の事態を少しでも予測できるように危機管理能力の向上を目指した演習。

訓練(3時間) 「大規模災害等対応指揮訓練」 大規模災害が発生した場合に設置される「消防本部」「現場指揮本部」における指揮者を対象とした訓練システムを活用し、災害対応能力の向上及び関係機関との有機的な連携の向上を図る訓練。

#### 平成14年度政府図上訓練（南関東地域直下の地震対応政府図上訓練）

[目的] 南関東地域直下の地震発生時において、関係防災機関・体制の対応能力及び政府と地方公共団体との連絡・調整機能の検証・確認

[主な訓練項目] 現地対策本部の設置及び関係都県市との連絡調整、地方公共団体等との情報共有、初動期のオペレーション（搜索救助、広域緊急医療、輸送手段の確保等）

[訓練参加機関] 内閣官房、内閣府、警察庁、防衛庁、消防庁、海上保安庁、国土交通省、気象庁、厚生労働省、文部科学省、総務省、経済産業省、外務省、東京都、神奈川県、埼玉県、横浜市、川崎市、千葉市（政府13機関・7都県市）

[訓練実施要領] ロールプレイング方式の図上訓練を実施する。

[実施時間] 9時から17時まで（8時間）

#### (4) 都道府県

##### 消防学校

消防組織法に基づき各都道府県及び政令指定都市（一部を除く）に設置されている消防学校においては、主に消防職員及び消防団員を対象とした教育訓練が実施されている。

消防職員に対しては、新たに消防職員として採用された者を対象とする「初任教育」、警防、予防、機関、救急、救助等の専門科目に特化した「専科教育」、さらに「幹部教育」等が実施されており、これらの教育訓練の一環として、災害特性、災害関係制度等を内容とする防災・危機管理教育が実施されている。

消防団員に対しては、消防団員として必要な基礎的知識、技術、規律等の修得を目的とする「普通教育」、警防、予防、機関等の専門科目に特化した「専科教育」、消防団員の幹部を対象とする「幹部教育」等が実施されており、これらの教育訓練の一環として、防災、災害事例研究等を内容とする防災・危機管理教育が実施されている。

また、一部の消防学校では、都道府県・市町村職員を対象とした教育訓練もあわせて実施されている。

##### 都道府県における職員研修等

防災担当職員に対する防災研修を実施している都道府県は、全体の7割程度であるが、その内容は都道府県の防災体制、防災情報システム端末操作など防災業務を行う上での基礎的な知識の修得を目指したものが多く、「地方公共団体の防災体制のあり方に関する調査検討委員会報告書」より）

しかし、中には職員に対する防災・危機管理教育が体系的、計画的に実施されている都道府県もあり、例えば、静岡県においては、県職員及び市町村職員の習熟度に応じた教育訓練計画が策定され、年間を通じて計画的に実施されている。この教育訓練では、1年を1サイクル、1サイクルを4期（レベル）に区分し、各区分ごとに到達すべき目標が与えられ、最終的には31の目標に達することを目的としている。職員は、災害時の業務内容等に基づいてグループ分けされており、それぞれのグループに適した教育訓練が、講義、実習、訓練等の様々な手法により実施されている。

また、兵庫県においては、県・市町の防災担当職員及び防災関係機関担当職員に対して、災害対応のあり方等に関する講義や図上訓練を内容とする研修を実施し、災害対策にあたる職員の専門性を向上させ、県全体の防災体制強化を進めている。

その他、実践的な対応力強化の観点から、静岡県、栃木県、鳥取県等図上訓練に力を入れているところもあり、最近取り組み始めた都道府県も増えてきている。

### 静岡県「防災要員研修」

[概要] 災害応急対応にあたる県、市町村の職員（防災要員）に対し、防災に関する専門知識と災害時の対応能力の修得を目的として実施される教育訓練。年間を通じて習熟度に応じた研修が各種訓練と体系付けて実施される。

1年を1サイクルとし、1サイクルにおいては、31の到達目標が設定されている。教育訓練は大きく4期（4レベル）に区分して実施されており、各期間（レベル）に行われる研修等の内容は次のとおり。

レベル1 年度当初における研修

「新任防災職員研修」「防災機器取扱研修」「防災リーダー基礎研修」「総合司令室付職員研修」「支部各班別研修」「全職員動員訓練（予告なし）」

レベル2 防災要員を対象に図上訓練、各種研修の実施

「支部市町村防災リーダー研修」「気象研修」「無線従事者養成研修」「各支部別イメージトレーニング」「本部図上訓練」「支部総括班図上訓練」

レベル3 県本部・支部における分野別及び総合的訓練による習熟

「総合防災訓練（9月1日）」「分野別図上訓練（医療、緊急輸送など分野別）」「支部各班図上訓練」

レベル4 県本部・支部・市町村連携による統一図上訓練の実施

### 兵庫県「ひょうご防災カレッジ」

[概要] 県・市町防災担当職員及び防災関係機関担当職員に対して学識経験者及び実務者による講義や災害想定を図上訓練等を内容とする研修を実施し、その専門性の向上を図るとともに、県全体の防災体制の強化を図る。

[研修期間] 3日間

[参加人数] 延べ300人程度

[講義等の内容（平成14年度）] 「防災気象情報」「心肺蘇生法」「人と防災未来センターの役割と見学」「最近の災害と国の対応」「雑踏事故の予防と対策」「水防対策」「災害救助法」「図上演習（ロールプレイング）」

表 1 - 1 都道府県における図上訓練の実施回数

(平成13年度:「地方防災行政の現況」(消防庁調査))

| 都道府県 | 実施回数 | 都道府県 | 実施回数 | 都道府県 | 実施回数 |
|------|------|------|------|------|------|
| 岩手県  | 1    | 長野県  | 1    | 鳥取県  | 2    |
| 秋田県  | 1    | 岐阜県  | 1    | 島根県  | 2    |
| 栃木県  | 2    | 静岡県  | 9    | 広島県  | 1    |
| 千葉県  | 1    | 三重県  | 3    | 香川県  | 1    |
| 東京都  | 1    | 大阪府  | 1    | 高知県  | 1    |
| 神奈川県 | 2    | 兵庫県  | 1    | 宮崎県  | 1    |

**静岡県の図上訓練(大規模図上訓練)**

[目的] 医療救護、緊急輸送路の確保、緊急物資対策、通信及び航空消防などの主要な項目ごとに関係機関の連携等実働を伴う実践的な訓練とその集大成として全県統一で大規模図上訓練を実施し、県の総合防災力の向上を図る。

[主な訓練項目]

(1) 医療救護訓練(3時間)

[主な訓練内容] 医療救護訓練(重症患者等搬送訓練、医薬品・輸血用血液供給訓練等)、災害弱者援護対策訓練、社会福祉施設被害対策訓練等、航空消防班現地指揮班の設置訓練及び本部との情報伝達訓練

[参加人員] 約300名

(2) 緊急輸送路の確保訓練(3時間)

[主な訓練内容] 初動態勢の確保・本部機能立ち上げ、準動画像伝達訓練、道路、港湾等被害情報の伝達・集約作業、緊急輸送計画の検討・策定、緊急ルートを選定、道路震災情報システムを活用した道路情報の把握、応援協定に基づく協定業者への出動要請と応諾書受理

[参加人員] 約440名

(3) 緊急物資対策訓練(3.5時間)

[主な訓練内容] 食料等の調達可能量調査の実施、本部の物資調達の実施、緊急物資集積所への搬送、指定緊急物資集積所の開設、受領等

[参加人員] 約200名

(4) 通信訓練(2.5時間)

[主な訓練内容] 本部・支部立ち上げ訓練、通信手段の被災状況把握、通信施設等の被災状況調査、応急復旧のための派遣要請、通信手段の応急復旧等

(5) 緊急消防援助隊航空部隊受援訓練（3時間）

[参加機関等] 総合司令部付航空消防班、静岡県消防防災航空隊、岐阜防災航空隊他応援隊、静岡市消防本部他県内消防本部等

[主な訓練内容] 他県の緊急消防援助隊航空部隊等の集結訓練、航空部隊の支援出動訓練、駐機体制訓練等

[参加人員] 約100名

(6) 大規模図上訓練（3時間）

[参加機関等] 内閣府、内閣官房、消防庁、自衛隊、県・県警本部約3000名、市町村74、ライフライン等防災関係機関12団体、災害拠点病院等

[主な訓練内容] イメージトレーニングによる訓練情報の共有、本部運営訓練、情報伝達訓練、実働訓練等 集大成として全県統一で大規模図上訓練

**鳥取県図上訓練**

[目的] 県本部の震災対応能力の向上を目的として、発災時期が冬季、積雪時の早朝という悪条件下における、発災直後の状況不明・混乱期という設定のもと、県本部の任務・役割を基礎に、県本部会議において緊急対策の検討を行い、その対応上の問題点等を把握する。

[訓練の方式] 発災初期に得ることができる限定情報・不確定情報などの付与状況から、大所・高所の見地で事態を予想し、対応策を検討する目標創出型の図上訓練とする。

[訓練参加機関] 陸上自衛隊第8普通科連隊、国土交通省鳥取工事事務所、中国電力鳥取支社、西日本電信電話株式会社、鳥取市、鳥取県東部広域行政管理組合消防局)

[訓練実施要領] ・第1場面 発災1時間後における第1回本部会議  
・第2場面 発災3時間後における第2回本部会議

[実施時間] 6時30分から8時30分まで（2時間）

(ウ) 市町村や都道府県の職員に対する教育の実施を目的とする各種機関

市町村職員中央研修所（市町村アカデミー）

「災害に強い地域づくり」に関する講座で、最近の災害対策の動向、自治体の危機管理、災害ボランティアと行政の連携、災害時における対応等についての講義が実施されている。

### 市町村職員中央研修所「災害に強い地域づくり」

[概要] 地域ぐるみ、住民参加による防災に関する日常の備え、災害発生時の対応、自治体の危機管理等について講義、演習等により災害に強い地域づくりの推進に必要な課題処理能力を養成する。

[期間等] 年2回、各回8日間

[参加人数] 40人づつ

[講義等の内容(平成14年度)] 「災害に強いまちづくり」「最近の災害対策動向」「自治体の危機管理」「水害に対する危機管理」「災害と情報」「地域ぐるみの防災対策」「災害ボランティアと行政の連携」「災害に強いコミュニティづくり」

### 自治大学校

地方公共団体の職員を対象にした全寮制の研修コースがあり、その中の2コマとして、危機管理論や災害に強い地域づくりに関するカリキュラムが組まれている。

### 人と防災未来センター

人と防災未来センターは、阪神・淡路大震災の経験と教訓を後世に継承し、国内外の災害による被害の軽減を図るため、兵庫県が国の補助を得て、平成14年4月に開設した機関であり、「阪神・淡路大震災に係る資料等の収集・保存・展示」「災害対策に係る実戦的な人材の育成及び災害対策専門家派遣」「災害対策に係る実戦面を重視した総合的な調査研究」「国内外の防災関係機関との交流・ネットワーク」の4つの機能を基本としている。

このうち「災害対策に係る実戦的な人材の育成及び災害対策専門家派」の一環として、地方公共団体、政府関係機関、ライフライン関係企業の職員等を対象とした講座が平成14年9月より開かれている。

### 人と防災未来センター「災害対策専門研修」

#### 1 災害対策専門研修マネジメントAコース

[概要] 都道府県、市町村の部局長等を対象に、大規模災害発生時に各種の対応が同時進行的に展開する状況を横断的・総合的にとらえ、これに対処する能力（防災担当職員に必要となる能力）を向上させることを目的としたカリキュラムが編成されている。

[期間等] 年2回、各回2週間

[参加人数] 各回20名程度

[内容] 第1ユニット 「国際防災比較」「初動対応（発災から72時間）」「応急対応（72時間から1週間）」「復旧対応（1週間から3ヶ月）」「災害対応演習」「メディア対応」「実戦的防災訓練論」

第2ユニット 「危機管理総論」「災害対応演習」

#### 2 災害対策専門研修マネジメントBコース

[概要] 都道府県、市町村の課長、係長等を対象に災害のメカニズムや阪神・淡路大震災の経験を踏まえた災害対策のあり方など基礎的な知識を体系的に学習するカリキュラムが編成されている。

[期間等] 年3回、各回3週間

[参加人数] 各回30名程度

[内容] 第1ユニット 「風水害・その他災害」「地震」「津波」「災害対策関係法令の基礎・防災関係制度の基礎・災害対策国の取り組み」「防災学」「国際防災協力」

第2ユニット 「災害対応（救命・救急対応、災害対策行政対応、二次災害対応、資源動員対応、被災者支援対応、地域経済対応）」

第3ユニット 「災害対応シミュレーター演習」「手法展開法」「地域防災論」「図上演習（風水害編）」

#### 3 トップマネジメントコース

[概要] 災害時において災害対策本部長を務めることとなる都道府県知事、市町村長またはそれに準ずる幹部職員の危機管理意識と対応能力の向上を図ることを目的として、特に大規模災害時のトップマネジメントに重点を置いたカリキュラムが編成されている。

[期間] 1日

[参加人数] 20名程度

[内容] 「国における災害対策の方向性について」「災害における危機管理 自治体トップは何をなすべきか」

ウ 地域の防災リーダー・災害ボランティア、住民、企業に対する防災・危機管理教育の現状

地域の防災リーダー等に対する防災・危機管理教育は、一部の都道府県、市町村及び大学等において実施されている。

(ア) 都道府県

消防学校

多くの消防学校では、消防職員・消防団員に対する教育のみならず、地域住民・企業等を対象とした教育訓練が実施されている。(表1-2)

実施例としては、「自主防災組織研修」(福井県等の4府県)、「婦人防火クラブ研修」(岩手県等の19府県)、「少年消防クラブ研修」(宮城県等の17県)、「災害ボランティア研修」(兵庫県等の2県)等がある。

また、企業に関しては、「自衛消防隊研修」(岩手県等の27府県)のほか、企業からの委託による教育訓練が実施されている例もある。

都道府県が実施する研修会等

「自主防災組織リーダー研修会(岐阜県)」、「ボランティアコーディネーター養成講座(神奈川県、静岡県)」、「茨城防災大学(茨城県)」、「防災総合講座(静岡県)」、「あいち防災カレッジ(愛知県)」、「県民防災塾(三重県)」といった講座・研修会を開催し、地域住民を対象とした防災・危機管理教育が実施されている。

また、企業に対しても「民間事業所防災リーダー講座(静岡県)」といった研修の場を設けている県もある。

その他、このような数日間の参加を要するもの以外に、多くの団体において一日や半日のシンポジウムや講演会が数多く実施されている。

表1-2 消防学校における地域住民等を対象とした教育訓練の状況（平成13年度中）

| 消防学校名 | 市民教育等 |     |       |        | 対 象 者                              |
|-------|-------|-----|-------|--------|------------------------------------|
|       | 回     | 日数  | 時間数   | 人数     |                                    |
| 北海道   | 0     | 0   | 0     | 0      |                                    |
| 青森    | 0     | 0   | 0     | 0      |                                    |
| 岩手    | 13    | 15  | 59    | 658    | 自衛消防隊、婦人防火クラブ、体験入校（中学生）            |
| 宮城    | 2     | 4   | 22    | 91     | 少年消防クラブ                            |
| 秋田    | 7     | 7   | 43    | 101    | 自衛消防隊                              |
| 山形    | 7     | 14  | 46    | 229    | 自衛消防隊、婦人防火クラブ、少年消防クラブ、社会福祉施設リーダー   |
| 福島    | 2     | 4   | 26    | 54     | 自衛消防隊                              |
| 茨城    | 14    | 22  | 176   | 1,252  | 自衛消防隊、婦人防火クラブ、少年消防クラブ              |
| 栃木    | 0     | 0   | 0     | 0      |                                    |
| 群馬    | 25    | 27  | 101   | 734    | 防火管理者、少年消防クラブ、防災団体                 |
| 埼玉    | 0     | 0   | 0     | 0      |                                    |
| 千葉    | 0     | 0   | 0     | 0      |                                    |
| 東京    | 0     | 0   | 0     | 0      |                                    |
| 神奈川   | 40    | 70  | 490   | 1,499  | 自衛消防隊、婦人防火クラブ、少年消防クラブ              |
| 新潟    | 0     | 0   | 0     | 0      |                                    |
| 富山    | 3     | 4   | 22    | 87     | 自衛消防隊、婦人防火クラブ                      |
| 石川    | 18    | 18  | 19    | 724    | 一日体験入校（婦人、少年）                      |
| 福井    | 14    | 18  | 120   | 631    | 自衛消防隊幹部、少年消防クラブ、自主防災組織員            |
| 山梨    | 4     | 4   | 24    | 191    | 新任市町村職員                            |
| 長野    | 3     | 5   | 26    | 99     | 自衛消防隊                              |
| 岐阜    | 1     | 3   | 21    | 54     | 自衛消防隊                              |
| 静岡    | 4     | 9   | 53    | 307    | 婦人防火クラブ、新任県職員                      |
| 愛知    | 10    | 19  | 110   | 2,314  | 自衛消防隊、婦人防火クラブ、少年消防クラブ、県職員          |
| 三重    | 18    | 38  | 216   | 650    | 自衛消防隊、県職員、少年消防クラブ                  |
| 滋賀    | 6     | 10  | 64    | 160    | 自衛消防隊、少年消防クラブ                      |
| 京都    | 3     | 3   | 21    | 182    | 自衛消防隊、婦人防火クラブ                      |
| 大阪    | 9     | 17  | 96    | 452    | 婦人防火クラブ、自主防災組織リーダー                 |
| 兵庫    | 4     | 6   | 28    | 227    | 自衛消防隊、ボランティア、自主防災組織リーダー            |
| 奈良    | 1     | 1   | 8     | 29     | 自衛消防隊                              |
| 和歌山   | 3     | 6   | 42    | 112    | 自衛消防隊、県職員                          |
| 鳥取    | 7     | 11  | 55    | 199    | 自衛消防隊、市町村職員                        |
| 島根    | 4     | 10  | 46    | 114    | 社会福祉施設職員、自衛消防隊、婦人防火クラブ、少年消防クラブ     |
| 岡山    | 16    | 23  | 102   | 1,006  | 自衛消防隊、婦人防火クラブ、少年消防クラブ、自主防災組織       |
| 広島    | 0     | 0   | 0     | 0      |                                    |
| 山口    | 3     | 13  | 87    | 102    | 自衛消防隊幹部、女性防火責任者                    |
| 徳島    | 0     | 0   | 0     | 0      |                                    |
| 香川    | 0     | 0   | 0     | 0      |                                    |
| 愛媛    | 6     | 10  | 58    | 191    | 企業防災担当者、婦人防火クラブ、県職員                |
| 高知    | 1     | 1   | 6     | 97     | 体験入校                               |
| 福岡    | 5     | 12  | 73    | 123    | 自衛消防隊、石油コンビナート、婦人防火クラブ、少年消防クラブ     |
| 佐賀    | 19    | 29  | 144   | 730    | 自衛消防隊、婦人防火クラブ、少年消防クラブ              |
| 長崎    | 11    | 21  | 134   | 368    | 自衛消防隊、婦人防火クラブ、少年消防クラブ、県職員、防災ボランティア |
| 熊本    | 5     | 9   | 63    | 118    | 自衛消防隊、婦人防火クラブ、少年消防クラブ              |
| 大分    | 9     | 12  | 62    | 315    | 自衛消防隊、婦人防火クラブ、少年消防クラブ              |
| 宮崎    | 8     | 11  | 87    | 233    | 自衛消防隊、市町村防災担当職員                    |
| 鹿児島   | 2     | 2   | 12    | 137    | 婦人防火クラブ、少年消防クラブ                    |
| 沖縄    | 1     | 2   | 14    | 22     | 自衛消防隊、婦人防火クラブ                      |
| 都道府県計 | 308   | 490 | 2,776 | 14,592 |                                    |
| 札幌市   | 0     | 0   | 0     | 0      |                                    |
| 千葉市   | 0     | 0   | 0     | 0      |                                    |
| 横浜市   | 6     | 2   | 7     | 617    | 自衛消防隊、市職員                          |
| 名古屋市  | 0     | 0   | 0     | 0      |                                    |
| 京都市   | 0     | 0   | 0     | 0      |                                    |
| 大阪市   | 48    | 56  | 196   | 1,482  | 体験入校、消防技術公開講座（青少年）                 |
| 神戸市   | 143   | 160 | 732   | 3,875  | 自衛消防隊、防災福祉コミュニティリーダー               |
| 福岡市   | 14    | 28  | 189   | 270    | 自衛消防隊、体験入校                         |
| 東京消防庁 | 0     | 0   | 0     | 0      |                                    |
| 政令市計  | 211   | 246 | 1,124 | 6,244  |                                    |
| 合計    | 519   | 736 | 3,900 | 20,836 |                                    |

（注）未回答団体有り（消防庁調査）

表 1 - 3 都道府県別講習会・研修会等の開催数

(平成 13 年度実績 : 「地方防災行政の現況」(消防庁調査)より)

| 都道府県 | 開催数 | 都道府県 | 開催数 | 都道府県 | 開催数 |
|------|-----|------|-----|------|-----|
| 北海道  | 1   | 石川県  | 1   | 岡山県  | 1   |
| 青森県  | 3   | 福井県  | 1   | 広島県  | 1   |
| 岩手県  | 2   | 山梨県  | 3   | 山口県  | 4   |
| 宮城県  | 1   | 長野県  | 1   | 徳島県  | 1   |
| 秋田県  | 2   | 岐阜県  | 8   | 香川県  | 1   |
| 山形県  | 1   | 静岡県  | 4 5 | 愛媛県  | 1   |
| 福島県  | 1   | 愛知県  | 2   | 高知県  | 1   |
| 茨城県  | 4   | 三重県  | 1 0 | 福岡県  | 1   |
| 栃木県  | 2   | 滋賀県  | 3   | 佐賀県  | 1   |
| 群馬県  | 1   | 京都府  | 3   | 長崎県  | 0   |
| 埼玉県  | 2   | 大阪府  | 1 1 | 熊本県  | 1   |
| 千葉県  | 5   | 兵庫県  | 2 6 | 大分県  | 0   |
| 東京都  | 3   | 奈良県  | 1   | 宮崎県  | 1   |
| 神奈川県 | 4   | 和歌山県 | 1   | 鹿児島県 | 8   |
| 新潟県  | 0   | 鳥取県  | 2   | 沖縄県  | 1   |
| 富山県  | 3   | 島根県  | 2   |      |     |

**茨城県「茨城防災大学」**

[概要] 「防災」について総合的・体系的に学ぶ機会を提供し、自主防災組織等のリーダーとして活動できる人材を養成することにより、県民の自助・互助の精神に基づく災害に強い地域づくり及び自主防災組織等の長期的に安定した組織運営を促進することを目的として実施する。

[研修期間] 10日間(7月～12月の間の指定された土日曜日)

[内容] 「地震・津波災害の基礎と住民対応」「建築物の耐震化の現状と課題」「急斜面等危険区域の防災」「消防活動・救急活動の現状」「身の回りの危険物に関する基礎知識」「市町村における防災対策・備蓄」「普通救命講習」「防災関係機関の役割と災害対応」「災害情報とマスコミュニケーション」「防災訓練の役割と効果」「原子力災害の基礎」「災害弱者を考える」 計30時間

[参加者] 一般県民、行政担当者 150名

[修了認定] 7割(21時間)以上の受講

### 愛知県「あいち防災カレッジ」

[概要] 愛知県内に在住、在勤、在学している人を対象に、県民一人ひとりの防災意識、災害対応力の向上を図り、市町村、自主防災組織が主体となった地域ぐるみの防災体制を整備するため、災害に対する正しい知識や防災活動の技術等に関する教育訓練を実施している。地域の実践的リーダーを養成することを目的としており、閉講式時に称号「あいち防災リーダー」とともに、修了証を授与している。

[研修期間] 12日間(全体講座8日間、地域講座4日間)

[参加人数] 年250人

[内容] 全体講座 「災害現象・自然科学(災害、地震、東海地震、風水害、建築防災、津波災害、都市災害、気象学、事故災害)」「防災対策・社会科学(地域防災、危機管理、防災行政、災害情報、防災ボランティア、災害心理、防災教育、災害社会、災害とマスコミ、災害と保険、防災まちづくり、家庭防災、災害弱者、リーダーシップ)」

地域講座 「講義(地域消防・予防、地域医療)」「実習(応急手当実習)」「演習(図上訓練、自主防災組織の活性化、地域ボランティア本部の立ち上げ)」

#### (イ) 市町村

多くの市町村においては、消防機関を中心に消火、応急救護等に関する住民教育を実施している。そのほか、例えば「こうべまちづくり学校(兵庫県神戸市)」「市民防災まちづくり学校(東京都国分寺市)」「鎌倉市民防災大学(神奈川県鎌倉市)」「春日井安全アカデミー(愛知県春日井市)」「市民防災教室(熊本県熊本市)」といった講座・研修会等を開催し、防災・危機管理教育を実施しているところもある。

表1 - 4 都道府県別各市区町村講習会・研修会等の開催数  
(平成13年度実績:「地方防災行政の現況」(消防庁調査)より)

| 都道府県 | 開催数 | 都道府県 | 開催数 | 都道府県 | 開催数 |
|------|-----|------|-----|------|-----|
| 北海道  | 33  | 石川県  | 4   | 岡山県  | 20  |
| 青森県  | 2   | 福井県  | 5   | 広島県  | 3   |
| 岩手県  | 18  | 山梨県  | 9   | 山口県  | 6   |
| 宮城県  | 24  | 長野県  | 25  | 徳島県  | 4   |
| 秋田県  | 12  | 岐阜県  | 22  | 香川県  | 0   |
| 山形県  | 13  | 静岡県  | 116 | 愛媛県  | 9   |
| 福島県  | 10  | 愛知県  | 20  | 高知県  | 16  |
| 茨城県  | 16  | 三重県  | 36  | 福岡県  | 11  |
| 栃木県  | 9   | 滋賀県  | 9   | 佐賀県  | 3   |
| 群馬県  | 11  | 京都府  | 19  | 長崎県  | 9   |
| 埼玉県  | 44  | 大阪府  | 20  | 熊本県  | 3   |
| 千葉県  | 19  | 兵庫県  | 142 | 大分県  | 4   |
| 東京都  | 278 | 奈良県  | 4   | 宮崎県  | 5   |
| 神奈川県 | 45  | 和歌山県 | 11  | 鹿児島県 | 13  |
| 新潟県  | 63  | 鳥取県  | 6   | 沖縄県  | 4   |
| 富山県  | 3   | 島根県  | 2   |      |     |

**神戸市「こうべまちづくり学校」**

【概要】震災復興の経験を活かして神戸のまちづくりについて考えるための講座を複数のコースに分けて開催。

「防災・防犯コース」(全7回) ...防災や防犯について専門的知識を修得する講演形式の講座

「コミュニティづくりコース」(全7回) ...安全で安心なまちづくりを進めるための手法を身につけるための参加型の講座(ワークショップ、コミュニティ安全マップづくりなど)

上級コース...「防災・防犯コース」「コミュニティづくりコース」の両コースを修了し、市民安全推進員となった方(現在266名)を対象に、防災ボランティア活動についての講演、地域でのコミュニティ安全マップ作成の実践支援などを実施。

### 春日井安全アカデミー

[概要] 春日井市では、各種団体が一体となって広く市民の声を反映し、将来を見据えた安全に関する調査・研究を行うことを目的に、平成5年6月に「春日井市安全なまちづくり協議会」が設立された。

協議会では、平成7年度より、防災・防犯等地域の市民生活に係わる幅広い安全について考え、それぞれの立場で地域のために活動し、安全に関する提言を行う「ポニター」(ボランティアとモニターを合わせた造語)の育成を目指す市民大学「春日井市安全アカデミー」を開設しており、学識経験者や防災関係団体の代表者を中心とした講師をそろえ、講義を行っている。

[内容] 「医療災害システム」「災害とボランティア」「被災者の心のケア」「防災情報システム」等防災に直結した幅広いテーマで「生活安全コース」(基礎教養課程)と「防災コース」(専門課程)の2コースを開設している。

### 災害図上訓練DIG(ディグ、Disaster Imagination Game)

[概要] 小村隆史氏(富士常葉大学)と平野昌氏(三重県庁)が、平成9年、三重県各地の防災ボランティアと共に編み出した簡易型の災害図上訓練手法。

畳2枚大ほどに広げた地図の上に透明なシートをかぶせ、太い油性ペンなどで書き込みをしながら議論するのが特徴。地域の災害危険度を考えたり、救援計画を立てたりするのに、効果を持つ訓練手法として、注目されている。

[進め方の一例]

- (1) オリエンテーションとグループ分け
- (2) 緊張感の解きほぐしを兼ねた地図台づくり
- (3) 道路・河川・鉄道・関係施設などの「まちのつくり」の確認
- (4) 被害想定の確認と地図への落とし込み
- (5) ブレイン・ストーミング
- (6) 議論の経過を相互に報告
- (7) まとめ

[DIGによって期待できる効果]

- (1) 災害の様相をより具体的に確認できる
- (2) わがまちの災害に対する強さ弱さがより具体的に確認できる
- (3) 仲間の輪のひろがり

[実施自治体] 三重県、静岡県、神戸市、東京都北区、板橋区、中野区、石川県小松市、愛知県春日井市、和歌山県日高町等が実施。その他自治体の他にも、社会福祉協議会、ボランティア団体、町会・自治会などでも実施。

(ウ) その他の機関

京都大学防災研究所、富士常葉大学等の大学、災害救援ボランティア推進委員会等の民間機関においても住民等を対象とした防災・危機管理教育が実施されている。

京都大学防災研究所

京都大学では、自然現象としての災害と社会現象としての災害の両側面について究明する一方、その成果を広く社会に還元し、災害による被害低減に資することを目的としたプロジェクトの一環として平成15年1月より、東京と京都で防災関係者を対象にした防災講座を開催している。

**京都大学防災研究所「21世紀COE拠点形成プロジェクト防災講座」**

[講演テーマ例] 「時代が求める防災とリスクマネジメントとの融合」「西日本における大地震の発生予測へ向けて - 南海・東南海地震および内陸大地震 -」「防波堤の被災とその原因」「設計用地震動の位相特性のモデル化に関する最近の話題」「都市地盤情報データベースと防災への活用」

富士常葉大学

富士常葉大学では、地球環境と地域の安全を守るリーダーを養成する日本初の学部である「環境防災学部」が創設（1学年約150人、2000年4月開校）され、学生に対する防災関連講座のみでなく、住民等に対しても「地域防災対策推進指導者養成講座」が実施されている。

**富士常葉大学における防災関連講座**

1 環境防災学部（学生を対象とした防災関連講座）

[科目]

基礎科目（地域の災害、防災の技術、防災地理情報）

専門共通科目（地球のダイナミクス、災害発生のメカニズム、災害と人間社会、災害の歴史/事例、災害と情報）

防災マネジメント科目（災害時の行動、危機管理と緊急対応、防災情報、災害復旧と復興計画、地域防災計画、都市防災システム、災害予測と防災体制、防災行政・法規、防災実習、防災ボランティア、自主防災組織、災害時医療システム、災害の調査、巨大災害論）

総合科目（これからの防災）

演習（教養セミナー、ゼミナール）

2 地域防災対策推進指導者養成講座（住民等を対象とした講座）

[参加者] 自主防災組織員、消防団員、企業の防災管理者、行政職員、被災建物応急危険度判定士、災害ボランティア、社会人、学生等

[開催頻度] 1週間に1回程度開催

[内容] 「災害発生のメカニズムと防災」「地震発生の成因と予知」「TOKAI-0と被害想定」「地震災害からの保全」「災害情報とメディア」「消防活動と地域社会」「構造物の耐震化」「災害の経済的側面」「津波対策」「災害発生時の人間行動」

## 災害救援ボランティア推進委員会

災害救援ボランティア推進委員会は、平成7年7月に結成され、同年12月に「災害救援ボランティア講座」を開設した。この講座では、ボランティアについて意欲のある人を対象に、大規模災害の発生直後の応援時における、自分と家族などの身の回りの人々の救命・救助を範囲とし、個人による災害事象への対応ができる能力を修得させる講座が実施されている。

### 災害救援ボランティア推進委員会「災害救援ボランティア講座」

「災害救援ボランティア講座」は基礎講座と上級講座から構成されている。基礎講座終了後課題文を提出し、委員会審査に合格した者には「セイフティーリーダー認定証」が交付される。平成10年に認定者が千人を達成したことから、首都圏を中心に認定者のネットワーク（SLネットワーク）が結成され、地域における災害救援ボランティアの教育訓練、ボランティアどうしの連絡交流等の活動を実施している。

#### 1 基礎講座

[概要] ボランティアについて意欲のある人を対象とし、大規模災害の発生直後の応急時における、自分と家族などの身の回りの人々の救命・救助を範囲とし、個人による災害事象への対応ができる能力を修得することを目的としている。

[期間] 3日間

[内容] 「身の安全確保と初動処置」「災害救援ボランティア活動」「災害対策の基本」「情報収集・伝達と避難誘導」「初期消火」等

#### 2 上級講座

[概要] 基礎講座修了者を対象とした講座で、SLネットワークのコーディネータ及び社会的に通用する災害救援ボランティアコーディネーターを育成することを目的としており、受講後の審査に合格した者には、「上級セイフティーリーダー」の認定証が交付される。

[期間] 3日間

[内容] 「震災時の防災活動」「災害時とボランティアリーダーシップ」「情報収集・伝達と避難誘導」「広域火災への備え」「地震災害 - 正しい知識と備え - 」「災害情報はどこにあるべきか」「推進委員会の組織と役割」「ライフライン基礎知識と防災対策」

## エ 海外における防災・危機管理教育

米国では、連邦緊急事態管理庁（Federal Emergency Management Agency：FEMA）（2003年3月1日より国土安全保障省に統合）に、防災・危機管理教育を行う付属機関として防災研修所（Emergency Management Institute：EMI）が設置されており、連邦政府・州・地方自治体の職員、企業、自主防災活動組織、一般市民を対象とした教育訓練を実施している。

### 米国連邦緊急事態管理庁(FEMA)における防災・危機管理教育

米国連邦緊急事態管理庁（FEMA）には、連邦レベルでの研修機関として防災研修所（EMI）が附属機関として設けられている。EMIは1981年に開講し、連邦政府や州、地方自治体の職員や、企業、自主防災活動組織、一般住民を対象に、防災・危機管理教育を実施している。また、大学用標準危機管理教育カリキュラムを作成するなどし、大学・大学教授と連携して危機管理教育を広めている。なお、消防機関の職員向けの研修は消防大学校が受け持っている。

[EMIの研修コースとカリキュラム]

研修コースは大きく分けて次の3つのコースがあり、各コースの参加者数、科目等は次のとおり

#### (1) EMI本部で行うコース（Resident Courses）

[参加者数] 年約5,500人

[科目数] 約70科目 例：被害軽減「被害軽減施策の実施」「デジタルハザードデータ講座」「FEMAの責任範囲」、準備と技術「放射線緊急事態対応講座」、専門家育成「研修の実施」、応急対応と復旧「災害復旧講座」、統合緊急事態管理「準備と対応」

#### (2) 州緊急事態管理局がEMIの支援のもと各州で行っているコース（Non-Resident Courses）

[参加者数] 年約10万人

[科目数] 約120科目 例：被害軽減「州における被害軽減計画講座」、準備と技術「非常指揮システム（Incident Command System：ICS）」、化学物質対応「スポークスマン研修」、専門家育成「緊急事態管理の原則」「リーダーシップと影響」、応急対応と復旧「危機管理計画と災害弱者」、統合緊急事態管理「地方自治体用緊急事態管理運営講座」

#### (3) インターネット（Independent Study Program）やテレビ映像、衛星放送等を活用した危機管理教育ネット（Emergency Education NETwork：FENET）

[参加者数] 年約数十万人

[科目数] 約30科目 例：「緊急事態対応プログラムマネージャーの養成」「緊急事態準備講座」「危険物講座」「救援に関する講座」

## (2) 防災・危機管理教育の課題

### ア 地方公共団体の首長等幹部職員に対する防災・危機管理教育の課題

地方公共団体の防災・危機管理においては、首長等幹部職員の意識と姿勢が地域の防災力を大きく左右するものと考えられる。平時より、行政が住民と一体となって、災害に強いまちづくりを進め、自然災害や事故災害発生時等に迅速かつ確な対応が可能となるよう体制を整備するとともに、災害発生時に少しでも地域住民の生命・身体・財産に対する被害を軽減するための迅速な行動を可能とするためには、首長や首長を支える幹部職員がリーダーシップを発揮することが不可欠と考えられる。

そのためには、首長等幹部職員が自らの果たすべき役割や責務を認識し、意識を高める機会となる防災・危機管理に関する研修の場が必要と考えられる。しかし、EMIが選挙で選ばれた地方公共団体の首長等幹部職員を対象とした研修プログラムをもっているのに対し、日本では、首長向け防災・危機管理研修の機会が存在していないという現状にある。

首長等幹部職員が、防災・危機管理は住民の生命・身体・財産の保護を預かる地方公共団体において最重要課題の一つであることを認識し、リーダーに必要な防災・危機管理能力の強化を図るための研修の充実が必要と考えられる。

### イ 地方公共団体の防災担当職員・消防職団員に対する防災・危機管理教育の課題

防災担当職員については、一部の都道府県・市町村における研修のほか、消防大学校及び一部の消防学校、市町村職員中央研修所等でも防災・危機管理教育が実施されているが、国レベルでの専門的な防災・危機管理教育機関が存在しないこともあり、専門的な防災教育を受ける機会が不足している状況にある。また、現在取り組まれているものについても必ずしも、防災・危機管理に関する専門事項を体系的に修得させる構成や、実践的に対応力を強化する内容とはなっていない面がある。

高度に都市化した社会において災害に対する脆弱性が高まる中、自然災害のみならず、原子力災害等の事故災害、テロ、不審船等の緊急事態等についても適切な対応を迅速に行うためには、それら幅広い分野における高度で専門的な知識の修得、過去の災害における教訓等の十分な認識が不可欠であり、そのような知識を体系的に修得する機会を拡充することが必要である。

また、被災体験や防災担当職員として実際の災害への対応経験がなくとも大規模災害発生時に迅速かつ確な対応を行うためには、被災状況や行うべき役割、活動を具体的にイメージして行う訓練が必要であり、図上訓練等の実践的な教育・訓練に関する取り組みを強化する必要がある。

また、防災・危機管理に関する体系的な知識修得の機会を増大させる手法として、e-ラーニング等の遠隔教育についても検討する必要がある。

消防職員及び消防団員に関しては、国（消防大学校）、消防学校において消防防災に係る教育が計画的に実施されている。しかし、消防団員については、かつては自営業者等を中心に構成されていたが、被雇用者である団員（サラリーマン団員）が増加しており、昭和

43年にはサラリーマン団員数の団員総数に占める割合は3割弱であったものが、平成13年には7割弱に達しており、時間や距離の制約から消防学校での集合研修等への参加が困難な者が増加している。したがって、消防団員に対する教育についてはその機会を増やす方策について、例えばインターネットを利用したe-ラーニング等の遠隔教育による在宅学習方式の導入など、新しい方法の導入等について検討する必要がある。

(新時代に即した消防団のあり方に関する検討委員会第2次報告書(平成14年10月)より)

#### ウ 地域の防災リーダー・災害ボランティア、住民に対する防災・危機管理教育の課題

地域の防災リーダー等に対しては、都道府県、市町村、大学等において防災・危機管理教育が行われているが、平成11年に総理府(当時)が行った「防災と情報に関する世論調査」によると、自主防災活動に参加したことがない人が全体の7割にもものぼる中で、約半分の人が「情報不足で活動を知らない」(31.8%)とか、「参加する方法がわからない」(17.7%)というデータが示すとおり、きっかけさえあれば参加したいという気持ちのある人が多い(図1-5)。切迫性の高まる大地震等の危機に備え、より多くの国民に防災・危機管理教育の機会を提供し、意識啓発、必要な知識の修得、訓練の実施を進めることにより、災害時において自分や家族の安全を守る「自助」の能力を高めるとともに、自主防災組織等の育成・活性化等による隣人との「共助」を促す必要がある。

このため、様々な機関における教育・訓練機会の拡充、e-ラーニング等の遠隔教育手法の活用などにより、多くの住民が防災・危機管理教育を受けることができる仕組みづくりとその情報の提供を進める必要がある。

また、研修・訓練の場が、参加した個人の能力の向上のみならず、参加者同士の連携、行政と地域の連携をもたらすものとしても機能する必要がある。

#### エ 企業における防災・危機管理教育の課題

企業においては、災害発生時に社員や顧客の安全確保、事業活動への被害軽減・早期復旧による経済への影響の軽減等を図るための備えの充実が求められている。そのためには、企業内の防災力を大きく左右する企業トップの意識と姿勢の向上が必要と考えられ、トップ等幹部職員が自らの果たすべき役割や責務を認識し、意識を高める機会となる防災・危機管理に関する研修の場が必要と考えられる。また、防災・危機管理実務責任者に必要な知識等の修得が可能な研修の機会や、社員個人個人の災害等への対応力を高めるための研修・訓練の機会についても充実する必要があると考えられる。

さらに、企業においては、地域社会の一員として企業のもつ人的・物的資源による地域との連携が期待されることから、そのような観点を含む防災・危機管理教育の実施が必要と考えられる。

図1 - 5 防災と情報に関する世論調査（平成11年6月）

